

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 6 号に規定する流し網漁業大目流し網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 3 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 4 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 6 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 6 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第7号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第8号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第10号、同第11号、同第12号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記1のとおり	別記1のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第11号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 10 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し網漁業	別記2のとおり	別記2のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第12号、同第13号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区畠口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区川口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記3のとおり	別記3のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区川口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第19号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 20 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市三角町大田尾、三角浦に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	有共第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 佐賀県佐賀市諸富町、鹿島市浜町 乙に住所を有する者 2 佐賀県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大 字小田浦、大字井牟田に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字計石、大字女島、大字 鶴木山、大字佐敷に住所を有する者 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し網漁業	別記5のとおり	別記5のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町維和に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記5のとおり	別記5のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市姫戸町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記5のとおり	別記5のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記5のとおり	別記5のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	天草有明海	5月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大島子に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し網漁業	別記5のとおり	別記5のとおり	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操 業 区 域	操 業 時 期
有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
有共第 9 号、同第 13 号、同第 15 号及び同第 19 号共同漁業権漁場内 ただし、有共第 19 号共同漁業権漁場内については、宇土市長浜町浦小松基点（甲）から熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通して、甲を基点として左に 90 度 48 分の線以北に限る。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

別記 2

操 業 区 域	操 業 時 期
有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
有共第 9 号、同第 15 号及び同第 19 号共同漁業権漁場内 ただし、有共第 19 号共同漁業権漁場内については、宇土市長浜町浦小松基点（甲）から熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通して、甲を基点として左に 90 度 48 分の線以北に限る。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

別記 3

操 業 区 域	操 業 時 期
有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
有共第 9 号、同第 10 号、同第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 19 号共同漁業権漁場内 ただし、有共第 19 号共同漁業権漁場内については、宇土市長浜町浦小松基点（甲）から熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通して、甲を基点として左に 90 度 48 分の線以北に限る。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

別記 4

操 業 区 域	操 業 時 期
不知火海 ① 次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 上天草市松島町下大戸ノ岬 イ 八代市大築島西端 ウ 八代市日奈久馬越町鳩山	12月1日から翌年3月31日まで
② 葦北郡津奈木町大門崎から天草市御所浦町嵐口崎を見通した線（延長線を含む。）以南の不知火海	4月1日から11月30日まで ただし、6月1日から7月31日までを除く
③ 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 葦北郡津奈木町大門崎 イ アの点と天草市御所浦町桃木鼻を結ぶ線と鹿児島県桂島と上天草市龍ヶ岳町琵琶の首から葦北郡芦北町御立岬（只崎）を見通し琵琶の首から1,200メートルの点を結ぶ線（A線）との交点 ウ アの点と天草市御所浦町嵐口崎を結ぶ線とA線との交点 エ 天草市御所浦町嵐口崎	6月1日から7月31日まで

別記 5

操 業 区 域	操 業 時 期
不知火海 1 次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 上天草市松島町下大戸ノ岬 イ 八代市大築島西端 ウ 八代市日奈久馬越町鳩山	12月1日から翌年3月31日まで
2 葦北郡津奈木町大門崎から天草市御所浦町嵐口崎を見通した線（延長線を含む。）以南の不知火海	4月1日から11月30日まで ただし、6月1日から7月31日までを除く
3 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結ぶ線以南の不知火海 ア 葦北郡津奈木町大門崎 イ アの点と天草市御所浦町桃木鼻を結ぶ線と鹿児島県桂島と上天草市龍ヶ岳町琵琶の首から葦北郡芦北町御立岬（只崎）を見通し琵琶の首から1,200メートルの点を結ぶ線（A線）との交点 ウ アの点と天草市御所浦町嵐口崎を結ぶ線とA線との交点 エ 天草市御所浦町嵐口崎	6月1日から7月31日まで